

平成 23 年 5 月 11 日

福島大学就職支援について

1. 学生の就職活動に関する交通費の支援について

就職活動において最も負担となっている経済的な負担への支援として、5月から交通費の一部助成を開始した。

- ◆利用期間：平成23年5月1日～平成24年3月31日
- ◆対象学生：平成23年度の学類4年生及び大学院修士課程2年生
- ◆対象活動：採用試験（企業、公務員、教員）や説明会（合同で行うものも含む）
など就職活動のために交通機関を利用する場合
- ◆対象交通手段：バス、鉄道、航空機等
- ◆対象路線：限定しない
- ◆支援額：1回につき3,000円（往復の場合は2回、6,000円）とし、1人4回（最大12,000円）まで利用可能（3,000円未満の交通費は対象外）
- ◆利用の流れ

1	採用試験、説明会等への出席の計画を立てる。
2	「就職活動交通費支援利用申込書」を就職支援室に提出する。
3	「申込書」のコピーを大学生協旅行カウンターに持っていき、チケットを購入する。
4	旅行実施
5	「就職活動交通費支援利用報告書兼利用証」を就職支援室に提出する。旅行目的が分かる書類を添付。学生証提示。
6	「報告書兼利用証」のコピーを大学生協旅行カウンターに持っていき、支援額を現金で受け取る。学生証提示。

2. 福島県における教員採用予定について

平成24年度においては福島県の小・中学校教員を採用しないとの福島県教育委員会の方針決定を受けて、県教育委員会へ要望を行った。（「平成24年度福島県小・中学校教員採用に関する要望」（H.23.5.9付））

【主な内容】

今回の大震災による状況の中、福島県の未来を担う児童・生徒の豊かな成長を確保することは重要であり、その教育を担う学校教員の確保は福島県の復興と未来の創造の観点からも重要であることから、採用計画についての再検討を要望。その際、下記の観点を含めた配慮を要望。

- ・ 大きな情熱をもやしている教員志願者の希望を少しでもかなえることができるよう、一定数の正規教員採用を確保するための検討
- ・ 福島から避難している児童・生徒を受け入れている近県の教育委員会と連携した教員採用の検討
- ・ 他県で教職経験を持つ者が、福島県の教員を志願し異動する場合の弾力的な運用の検討 など

（お問い合わせ先）

就職支援室長：南 俊二

電話：024-548-5297